

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月19日

【発行者名】 シュロダー・インベストメント・マネージメント
（ルクセンブルグ）エス・エイ
（Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.）

【代表者の役職氏名】 取締役 パトリック・スタンフリ
（Patrick Stampfli）
取締役 アラスター・ウッドワード
（Alastair Woodward）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 セニンガーベルグ L-1736 ハーヘンホフ
通り5番
（5, rue Höhenhof, L-1736 Senningerberg, Grand Duchy of
Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）】 シュロダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ -
外国投資信託受益証券に係るファ シュロダー・グローバル・ボンド・オープン
ンドの名称】 （Schroder SMBC Global Bond Series -
Schroder Global Bond Open）

【届出の対象とした募集（売出）】 50億アメリカ合衆国ドル（約5,825億円）

【外国投資信託受益証券の金額】 （注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜
上、平成28年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信
売買相場の仲値（1米ドル＝116.49円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年12月19日付でファンドの販売を停止するため、また、平成30年1月1日付でファンドの代行協会および日本における販売会社であるS M B Cフレンド証券株式会社がS M B C日興証券株式会社と合併するため、平成29年3月31日に提出した有価証券届出書（平成29年6月30日付有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済）（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に更新等するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線の部分は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

（7）申込期間

<訂正前>

平成29年4月1日（土）から平成30年3月30日（金）まで
ただし、取引日に申込みの取扱いが行われる。

（後略）

<訂正後>

平成29年4月1日（土）から平成30年3月30日（金）まで
（平成29年12月19日午後3時以降申込みの取扱いは行われぬ。）
ただし、取引日に申込みの取扱いが行われる。

（後略）

（8）申込取扱場所

<訂正前>

（前略）

（*）平成30年1月1日付でS M B Cフレンド証券株式会社はS M B C日興証券株式会社と合併する。合併後の存続会社はS M B C日興証券であり、合併後の社名はS M B C日興証券株式会社となる。以下同じ。

<訂正後>

（前略）

（*）平成30年1月1日付でS M B Cフレンド証券株式会社はS M B C日興証券株式会社と合併する。合併後の存続会社はS M B C日興証券であり、合併後の社名はS M B C日興証券株式会社となる。以下同じ。

また、上記「(8) 申込取扱場所」は、平成30年1月1日付で、以下のとおり変更される。

「<日本における販売会社>

S M B C日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（以下「S M B C日興証券」または「日本における販売会社」という。）

<販売取扱会社>

株式会社三井住友銀行

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

ホームページ：http://www.smbc.co.jp

電話番号：0120-56-3143（通話料有料）東京：03-5745-5051 大阪：06-6258-0012

平日・土・日・祝日 9：00～21：00 1月1日～3日と5月3日～5日を除く。

（以下「販売取扱会社」、「三井住友銀行」または「S M B C」ということがある。）

（注1）日本における販売会社は、管理会社の承認のもと、他の販売取扱会社を任命することができ、直接または販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の購入申込みおよび買戻請求の管理会社への取次を行う。S M B C日興証券は、三井住友銀行を販売取扱会社として任命している。なお、販売取扱会社とは、日本における販売会社と受益証券の販売・買戻しの取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の購入申込みまたは買戻請求を日本における販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金額の受入れおよび投資者に対する買戻手取金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

（注2）上記の日本における販売会社および販売取扱会社の日本における本支店において申込みの取扱いを行う。」

（9）払込期日

<訂正前>

各申込受付日の申込金額等の支払は、受益証券買付申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる取引日（同日を含まない。）から起算して、原則として3営業日目までに行われる（以下「払込期日」という。）。日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込期日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社は、通常、申込日に申込金額等の引き落としを行う。

なお、「営業日」とは、ルクセンブルグにおいて銀行が営業しており、かつ、日本において金融商品取引業者が営業している平日をいう。

<訂正後>

各申込受付日の申込金額等の支払は、受益証券買付申込みが受領されたまたは受領されたとみなされる取引日後、原則として3営業日目までに行われる（以下「払込期日」という。）。日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込期日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社は、通常、申込日に申込金額等の引き落としを行う。

なお、「営業日」とは、ルクセンブルグにおいて銀行が営業しており、かつ、日本において金融商品取引業者が営業している平日をいう。

（10）払込取扱場所

<訂正前>

S M B Cフレンド証券

東京都中央区日本橋兜町7番12号

三井住友銀行

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

（後略）

<訂正後>

S M B Cフレンド証券

東京都中央区日本橋兜町7番12号

（注）平成30年1月1日付で、以下のとおり変更される。

「S M B C日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号」

三井住友銀行

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

< 訂正前 >

(前略)

保管受託報酬

(中略)

販売報酬

管理会社（または管理会社が随時任命するその他の者）は、受益証券の販売、販売促進、募集、および売出しに関連する販売報酬を受け取る権利を有する。かかる報酬の支払義務は、絶対的なものであり、かかる受益証券の販売について取消不能である。

販売会社に対して支払われる報酬は、サブ・ファンドの純資産価格を参照して年率1.19%であり、毎日計算され、かつ発生し、毎月後払いされる。

平成28年9月30日に終了した会計年度中の販売報酬は、727,055米ドルであった。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

保管受託報酬および管理事務代行報酬

(中略)

販売報酬

管理会社（または管理会社が随時任命するその他の者）は、受益証券の販売、販売促進、募集、および売出しに関連する販売報酬を受け取る権利を有する。かかる報酬の支払義務は、絶対的なものであり、かかる受益証券の販売について取消不能である。

管理会社に対して支払われる報酬は、サブ・ファンドの純資産価格を参照して年率1.19%であり、毎日計算され、かつ発生し、毎月後払いされる。

また、販売会社は、自己のためまたは販売取扱会社のために、サブ・ファンドの純資産価格の年率0.20%の報酬を管理会社から受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、かつ発生し、毎月後払いされる。

平成28年9月30日に終了した会計年度中の販売報酬は、727,055米ドルであった。

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

(1) 海外における販売手続等

<訂正前>

(前略)

日本に居住しまたは住所地を有する投資者による受益証券の購入申込みはすべて、任命されている日本における販売会社を通じて、本書に記載された条件により、行わなければならない。

支払は、クラス受益証券の通貨で、受益証券の購入申込みが受領されまたは受領されたとみなされる各取引日(同日を含まない。)から3営業日以内に管理会社宛の送金によって行われる。決済日に、決済が行われる通貨の国の銀行が営業していない場合、決済はかかる銀行が営業している翌営業日となる。

管理会社は、ファンドおよびその販売会社が、受益証券の発行に関し、当該受益証券が募集される国々の法令を遵守することを確保するように努める。管理会社は、その裁量で、一定の国または地域に居住する個人または設立された法人に対する受益証券の発行をいつでも一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、()受益者全体、()ファンドまたは()サブ・ファンドもしくはクラスの受益者の保護のために当該措置が必要である場合、一定の個人または法人が受益証券を取得することを禁止することができる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

日本に居住しまたは住所地を有する投資者による受益証券の購入申込みはすべて、任命されている日本における販売会社を通じて、本書に記載された条件により、行わなければならない。

支払は、クラス受益証券の通貨で、受益証券の購入申込みが受領されまたは受領されたとみなされる各取引日後、3営業日以内に管理会社宛の送金によって行われる。決済日に、決済が行われる通貨の国の銀行が営業していない場合、決済はかかる銀行が営業している翌営業日となる。

管理会社は、ファンドおよびその販売会社が、受益証券の発行に関し、当該受益証券が募集される国々の法令を遵守することを確保するように努める。管理会社は、その裁量で、一定の国または地域に居住する個人または設立された法人に対する受益証券の発行をいつでも一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、()受益者全体、()ファンドまたは()サブ・ファンドもしくはクラスの受益者の保護のために当該措置が必要である場合、一定の個人または法人が受益証券を取得することを禁止することができる。

(後略)

[次へ](#)

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

（前略）

S M B C フレンド証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

（イ）資本金の額

平成28年12月末日現在、272億7,000万円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本において金融商品取引業（関東財務局長（金商）第40号）を営んでいる。日本証券業協会および一般社団法人第二種金融商品取引業協会に加入している。

（後略）

<訂正後>

（前略）

S M B C フレンド証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

（イ）資本金の額

平成28年12月末日現在、272億7,000万円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本において金融商品取引業（関東財務局長（金商）第40号）を営んでいる。日本証券業協会および一般社団法人第二種金融商品取引業協会に加入している。

（注）平成30年1月1日付で、以下のとおり変更される。

「 S M B C 日興証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

（イ）資本金の額

平成29年9月末日現在、100億円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C 日興証券株式会社は、証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。」

（後略）

2 関係業務の概要

<訂正前>

（前略）

S M B C フレンド証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

日本におけるファンドに関する代行協会員業務および受益証券の販売・買戻し業務を行う。

（後略）

<訂正後>

（前略）

S M B C フレンド証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

日本におけるファンドに関する代行協会員業務および受益証券の販売・買戻し業務を行う。

（注）平成30年1月1日付で、以下のとおり変更される。

「 S M B C 日興証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

日本におけるファンドに関する代行協会員業務および受益証券の販売・買戻し業務を行う。」

（後略）